

# 尼崎で事業を始めませんか？



新しい事業を始めたい学生起業家さんや  
スタートアップ企業さん向けに  
市内空き店舗やオフィスの賃料等を補助します。

## 対象

### ①学生起業家（大学発ベンチャー）

高校・大学等に入学後に起業する学生（卒業後1年以内の方、大学教授等も含む）

### ②スタートアップ企業

ベンチャーキャピタル等から出資を受けている、事業開始後5年以内の企業

## 期間

交付決定日（賃借料の場合は交付決定日の属する月の翌月1日）から  
令和8年2月28日まで

※ 期間中に事業経費の支払いを完了し、必要書類を提出し終えていること

## 補助 金額

### 上限150万円

※ 補助対象経費の2分の1以内（千円未満切り捨て）

## 経費

①建物等賃借料（共益費・駐車場代・契約手数料等は除く）

②改装費（契約手数料等は除く）

③その他事業の実施に必要と認められる経費



# 申請の流れ

1

## 交付申請

様式1～3号と必要書類を右記住所宛に持参、または郵送  
(レターパックorレターパックプラス)

〒660-0881  
尼崎市昭和通2-6-68  
尼崎地域産業活性化機構  
OIC推進室 宛

2

## 書類審査～交付決定

書類の審査後、結果に応じて交付 / 不交付決定書を送付

3

## 契約完了

市内空床の 賃貸借契約 / 工事契約 の契約締結後、工事着工

4

## 実績報告

事業完了後、速やかに様式9～10号と必要書類を交付申請時と同様に提出

5

## 書類審査～入金

提出書類に基づき、内容を審査した上で金額を確定

## Q&A

### Q. 「学生起業家」の定義は？

- A. (1)高校や高専、大学等に入学後、起業してビジネスを行う学生(予定含む)  
(2)大学等での研究成果を基に起業し、ビジネスを行う学生、または教職員(予定含む)

★詳細はHP（下記QRコード）に記載されている交付要綱をご覧ください

(公財)尼崎地域産業活性化機構

☎ 06-6488-9534    ✉ oic@ama-in.or.jp  
📍 尼崎市昭和通2-6-68 中小企業センター（3F/4F）

様式はこちらから  
ダウンロード！

